

上下水道・ガスをはじめとした ライフライン・インフラの 防災対策について

【輸送移動道路の確保について】

令和6年6月27日
都市計画部 建築指導課

【目次】

- 1 地震発生時に通行を確保すべき道路 ・ ・ ・ ・ ・ 3 頁
- 2 沿道の耐震化を進めるべき道路 ・ ・ ・ ・ ・ 4 頁
- 3 （参考）通行障害建築物 ・ ・ ・ ・ ・ 5 頁

1 地震発生時に通行を確保すべき道路

(大津市既存建築物耐震改修促進計画)

①第1次緊急輸送道路

②第2次緊急輸送道路

滋賀県既存建築物耐震
改修促進計画に規定

③ゆい道路（輸送移動道路）

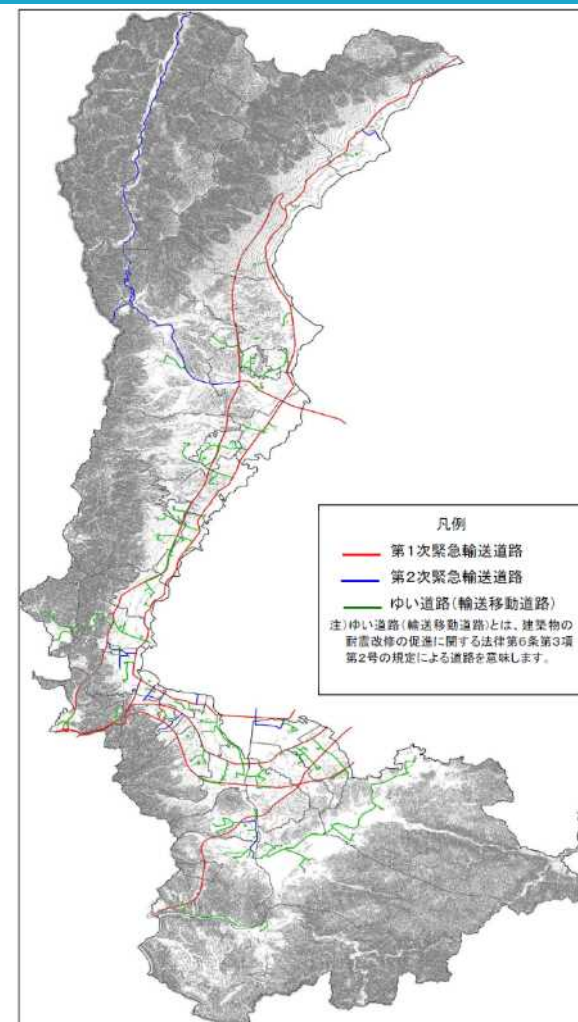
（主要な緊急輸送道路と避難所を結ぶ経路）

- ・ 市内総延長 約92km、117路線
 - ・ 沿道の通行障害建築物 532件
 - うち耐震性有 474件(耐震化率89%)
 - 未耐震 58件
- (令和2年度 時点)



【令和6年度】

- ・ 市耐震改修促進計画進捗管理業務の中で、沿道の通行障害建築物の現状を把握
- ・ 耐震化が図られていない建築物の所有者等に対し改善に向けた啓発、助言等を行っていく



2 沿道の耐震化を進めるべき道路

(滋賀県指定)

- 平成27年に、特に沿道の耐震化を進めるべき道路として、耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づき、滋賀県が第1次緊急輸送道路から指定
(延長 約13.9km)
- 沿道の通行障害建築物のうち、旧耐震のものについて耐震診断及び診断結果の報告を義務付け

【現状】

- 対象建築物 25件のうち、21件から報告有り
(6件は耐震性有・15件は未耐震)
- 未報告の4件の建物所有者等に対して、診断・報告を求める旨の命令を発出(令和4年6月29日)

【今後】

- 未耐震と報告された建物の所有者等に対し、耐震化が図られるよう指導、助言を行う
- 未報告物件の所有者等に対しては、診断実施及び報告を継続指導

指定者である滋賀県と連携、協力



3 (参考) 通行障害建築物

(耐震改修促進法施行令第4条第一号)

地震によって倒壊した際に道路を閉塞する恐れのある建築物として法で定めるもの

耐震改修促進法による区分	該当する建築物の高さ	解 説 図
建築物が面している緊急輸送道路等の幅員が12mを超える場合	道路幅員の1/2より高い建築物で、右図に該当するもの	
建築物が面している緊急輸送道路等の幅員が12m以下の場合	6mより高い建築物で、右図に該当するもの	